

## □大野城址会館使用規則

### (目的)

第1条 □大野区のコミュニティ活動の振興ならびに地域住民の福祉の増進および、教育、文化の増進に寄与するため、京丹後市大宮町□大野 434 番地に□大野城址会館（以下「会館」という。）を設置する。

### (管理運営)

第2条 区長は、会館を良好な状態に管理し効率的な運営に努めなければならない。

### (使用申請および許可)

第3条 会館を使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ□大野城址会館使用許可申請書兼許可書(様式第1号)を区長に提出し、許可を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による使用許可は許可書を交付して行うものとする。

3 前項により許可書の交付を受けた使用者は、会館使用日までの執務時間中に区事務所において当該施設の鍵を受領しなければならない。

### (使用の制限)

第4条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、会館の使用を許可しない。

- (1) 第1条の目的に反する使用
- (2) 会館の損傷等の恐れがある場合
- (3) その他、会館の管理運営に支障があると認められる場合

### (使用許可の取り消し)

第5条 区長は、前条各号に該当することが認められる場合並びに区の行事等に使用する場合および、会館の管理運営上特に必要が認められる場合は、使用許可の取り消しまたは変更を行うことができる。

### (原状回復の義務)

第6条 使用者は、会館使用が終了したときは速やかに会館を現状に回復し、または搬入した物件を撤去しなければならない。

### (損害賠償)

第7条 使用者が、故意または過失により会館を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、過失により区長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(使用料の納付)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を施設使用日以降の区事務所の執務時間中に鍵の返却と合わせ、納付しなければならない。

2 使用者が営利目的等で会館を使用する場合は、前項で定めた別表の3倍の使用料とする。

3 前項での使用を除き区民外の申請者が会館を使用する場合は、第1項で定めた別表の2倍の使用料とする。

ただし、使用者の半数以上に区民が含まれる場合はこの限りでない。

(使用料の免除)

第9条 地方公共団体等のほか区民で組織する公益活動を行う次の各号に掲げる団体等は、前条で定めた会館の使用料を免除する。

(1) 地方公共団体等（京都府警、丹後広域消防本部含む）

(2) 公益活動を行う各種団体等（消防団、□大野地区公民館、京丹後市社会福祉協議会、町民生児童委員協議会、福祉委員会、各町内会、□大野農事組合、区内農業水利組合、区内の社寺総代会、敬老団体、区内小中学校PTA協議会（区民以外の父兄参加並びに児童・学生の同席または児童・学生の単独使用は除く）。

(3) その他、区民の公益性が高いと区長または町内会長会議が認めた活動団体（京丹後市消防団、

附則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



□大野城址会館使用許可申請書兼許可書

年 月 日

□大野区長 様

住所 \_\_\_\_\_ 番地  
使用申請者 団体名 \_\_\_\_\_  
使用者 \_\_\_\_\_ ①

□大野城址会館使用規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 使用日時等	年 月 日 ( )、午前・午後・夜間・一日 時 分から 時 分まで
2 申請箇所等	(1) 大広間、会議室（谷口文庫） *上記使用箇所を丸で囲ってください。 (2) 各室の設備等（冷暖房設備） *冷暖房設備を使用する場合、丸で囲ってください。
3 緊急連絡先	緊急時電話番号 ( )

\*\*\*\*\*

□大野城址会館使用許可証

年 月 日

申請者 様

□大野区長 \_\_\_\_\_ ①

□大野城址会館使用許可申請については同規則第3条第2項により許可します。使用に当たっては同規則第6条の規定を順守し、下記使用料を納付して下さい。

記

施設名	使用基準等	使用料(円)	該当	冷暖費(円)	該当
大広間	使用時（午前・午後・夜ごとに）	各 1,000		各 500	
	1日通し	2,500		1,000	
会議室 (谷口文庫)	使用時（午前・午後・夜ごとに）	各 500		各 300	
	1日通し	1,200		600	
合計使用料金（鍵返却時に納付すること）		円			

別表（第8条関係）

(1)大広間および和室（会議室）

施設名	使用基準等（注1）	使用料
大 広 間	使用時（午前・午後・夜ごとに） *1日通しの場合は、2,500円	各 1,000円
会議室（谷口文庫） *注2	使用時（午前・午後・夜ごとに） *1日通しの場合は、1,200円	各 500円
和 室（2室）	原則、年間の賃貸とする。 *別途定める賃貸借契約が必要	50,000円

注1）午前（8:00～12:30）、午後（13:00～17:30）、夜間（18:00～22:00）

注2）会議室における図書室開館日の開館時間帯は無料とする。

(2)通年で使用する大広間（年度：4月1日から3月31日）

施設名	使用基準等（注3）	使用料
大 広 間	年 12 回迄の年額	8,000円
	13回～24回迄の1回につき	700円
	25回以上の年額	17,000円
会 議 室 （谷口文庫）	年 12 回迄の年額	3,500円
	13回～24回迄の1回につき	300円
	25回以上の年額	7,000円

注3）上記施設を通年（年度）で使用する団体は、上記（2）のとおりとし、使用基準の第5回使用時まで全額使用料を納付する。ただし実績に応じた減額変更（増額除く）は認めないこととする。

(3)冷暖房設備および器具

使用設備名	使用基準等	使用料
大 広 間	使用時（午前、午後、夜間ごとに） *1日通しの場合は、1,000円	各 500円
会 議 室 （谷口文庫）	使用時（午前、午後、夜間ごとに） *1日通しの場合は、600円	各 300円
上記に共通	電気、設備等の電源切り忘れ（不始末時の罰則）	2,000円